



## いいえらいっ

### そのメール、フィッシング詐欺かも！？

カード会社や公的機関など実在する組織をかたり、メールやSMSを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報をごまかし取るフィッシング詐欺の相談が増えています。今回は相談事例と注意点をご紹介します。



2026. 6

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中央区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

### ◆事例

① 宅配業者から不在通知のSMSが届き、詳細を確認するために記載されているリンク先のURLをタッチ後、ログインしてパスワード等を入力した。

その後、キャリア決済※1によって身に覚えのないオンラインゲームで、約1万5,000円が課金されていたことが、わかった。返金してほしい。

※1 キャリア決済：携帯の通信料金と一緒に、ネットやアプリの購入代金を後払いでまとめて支払う決済方法

② 利用している銀行から携帯にメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先が記載されていたので、URLをタッチし、契約者番号、パスワードを入力した。その後銀行で出金しようとしたら、残金が0円になっていた。銀行に確認したところ、別の銀行の口座に送金履歴があることがわかった。送金されてしまったお金を返してほしい。



### ☆注意点

#### ・利用している事業者や公的機関などからのSMSやメールが届いたら…

- ① フィッシング詐欺を疑い、記載されているリンクにはアクセスしないようにしましょう。
- ② 届いたメールからではなく、正規のサイトやアプリからアクセスしましょう。
- ③ 少しでも不安な時は、事業者の正規サイトでフィッシング詐欺に関する情報がないか確認しましょう。

・もし開けてしまったら、安易に個人情報を入力しないようにしましょう。

入力してしまったら、ID・パスワードをすぐに変更し、クレジットカード会社、銀行に連絡しましょう。

また、同じID・パスワードを使用しているものも変更しましょう。

・日頃から、こまめに利用明細・通帳等を確認することが大切です。



※ 困ったとき、不安に思ったとき、トラブルにあったときは、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

専門的知識を持った相談員がお話を伺い、助言等を行います。  
(浜松市くらしのセンター：457-2205 消費者ホットライン 188)

【引用・参考】独立行政法人国民生活センター（2024年5月、11月 公表）



## エシカルコラム Vol.112 フェアトレードコーヒー

フェアトレード認証を受けている商品は、食品から衣類まで幅広くあります。みなさんはどのくらいご存じですか？

フェアトレードマーク

今回は、第1弾 【 コーヒー 】 についてご紹介します。

コーヒーが日本に入ってきたのは、江戸時代の18世紀ごろといわれています。当時長崎の出島を通じて、オランダ人から日本に伝わりました。

その頃は、まだ一般には広まらず、「苦い飲み物」としてあまり親しまれていませんでしたが、近年、日本ではコーヒーを飲む習慣が広く定着しています。



私たちの生活に欠かせないコーヒーですが、生産国では、貧困・児童労働・環境破壊といった様々な問題が起きています。生産国である発展途上国で生産にかかわる人々の貧困問題・社会問題・自然環境に配慮して公正に取引されたコーヒーがフェアトレードコーヒーです。



今日の1杯をフェアトレードコーヒーに変えてみませんか？

フェアトレード商品を購入することで、世界をより良い方向に変えることができます！

浜松フェアトレード取扱店

### 【 消費生活相談員資格取得支援講座のご案内 】

#### ☆消費生活相談員とは？

県や市町の消費生活センターなどで、消費者からの苦情・相談に応じ、問題解決や被害防止のために助言・あっせん等を行う国家資格を有する専門員です。

#### ☆消費生活相談員になるには？

国家資格の「消費生活相談員」または、それと同等の資格が必要となります。



#### ☆消費生活相談員の試験は、年1回 です。

今年度は、第1次試験 2026年10月17日(土) →

第2次試験 2026年12月12日(土)か13日(日)のいずれか

詳細は、右の二次元コードからご覧ください。

試験詳細はこちら↓



#### ☆静岡県では、「消費生活相談員」の資格取得支援講座が無料で受講できます。

応募期限：2026年6月21日(日)

講習は、2026年7月から始まります。

詳細は、右の二次元コードよりご確認ください。

支援講座詳細はこちら→



※浜松市くらしのセンターの消費生活相談員は全員が相談員資格を有しています。  
資格を取って、一緒に働きませんか？

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください。  
(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)

消費者庁イラスト集より

